

誌上相談室 Q&A

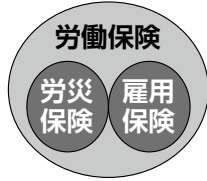
【テーマ】

新年度に向けた 労働保険手続きの注意点



労働保険は国が営む公的保険制度として、労働者を一人でも雇用している事業主には加入が義務付けられています。

労働保険とは「労働者災害補償保険」（以下、労災保険）と「雇用保険」を総称した言葉であり、保険の給付はそれぞれの保険制度で個別に行われますが、保険料の納付等については、原則として労災保険と雇用保険を一体のものとして取り扱います。



1. 労働保険制度の概要について
Q1 労働保険はどのようなときに加入しなければならないのですか？

A 労災保険は、正社員だけでなくパートやアルバイトでも、労働者として1日も働き、賃金を支給する方は、その対象となります。

雇用保険には適用の条件があり、「①1週間の所定労働時間が20時間以上であること」「②31日以上雇用の見込みがあること」が必要です。なお、事業主や役員等は原則として適用除外となります。

Q2 労働保険に加入するにはどのような手続きが必要ですか？

A 会社として初めて労働者を雇い入れ、労働保険の加入の手続きを行う場合には、一般的には以下の順番に行います。
①労働基準監督署へ「労働保険 保険関係成立届」と「労働保険 概算保険料申告書」を届け出する。
②届け出した右記の控えを持参して、ハローワークへ「雇用保険適用事業所設置届」と「雇用保険被保険者資格取得届」の届け出を行う（添付書類として、会社の登記事項証明書や労働者の雇用管理に関する資料が必要です）。

労働保険は、政府が管掌する公的保険であり、原則として労働者を雇用する事業主は、保険加入の手続きを行った上で保険料を納付することが義務付けられます。労働局・労働基準監督署・公共職業安定所から指導を受けたにもかかわらず、加入手続きを行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続きを行い、労働保険料額を決定します。

さらに、事業主が故意または重大な過失により、労災保険の加入手続きを行っていない間に労災事故が生じた場合には、労災保険給付に要した費用に相当する金額の全額または一部を事業主から徴収します。

2. 労働保険料について
Q3 労働保険料の申告・納付について教えてください。

A 労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額と保険料率（労災保険率と雇用保険率）により決まります。労災保険は全額が事業主負担、雇用保険は事業主と労働者双方が負担します。

平成30年度の労災保険率は2.5/1000、88/1000、雇用保険率は9/1000、12/1000です。それぞれの保険率は事業の種類ごとに定められています。

労働保険料は、その年度における申告の際に概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上で過不足を清算する仕組みになっています。これを「年度更新」といい毎年6月1日から7月10日までの間に、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を合わせて申告・納付することとなります。

労働保険の年度更新のイメージ

平成30年度		平成31年度
概算保険料 20万円納付済	確定保険料 30万円	概算保険料 30万円
10万円の不足		年度更新時に(6/1~7/10) 平成30年度の不足分10万円と 平成31年度の概算30万円を納付する

3. 労働保険事務組合について
Q4 労働保険事務組合とはどういった制度ですか？

A これまでご説明した労働保険の手続きは原則として事業主が行うことになっていますが、中小企業では事務手続きを負担に感じるケースもあると思います。

そうした場合に労働保険事務を委託できる団体が労働保険事務組合です。労働保険事務組合は厚生労働大臣の認可を受け、商工会議所等の中小企業事業主の団体に構成されています。事務負担の軽減だけでなく、労働保険事務組合に委託するメリットとして、次の点があります。

- ①労働保険料の額にかかわらず、3回に分割納付できる。
- ②労災保険に加入できない事業主や家族従事者なども特別加入できる。

労働保険は労働者を雇用して事業を営む上では欠かせない制度です。労働者を1人も雇用していれば加入が義務付けられていますので、くれぐれも加入手続きをお忘れのないようにご留意ください。詳細や事務手続きの処理、労働保険事務組合についてのご相談は、仙台商工会議所までお気軽にお問い合わせください。

【回答】
当所エキスパート・パンフ登録専門家
くろまさ社会保険労務士事務所
(青葉区国見ケ丘)
社会保険労務士
黒政 健氏